

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

1. 案内情報

- ① 手続名 : 書面審査により安全を確認し得る放射性輸送物の輸送を行う者の指定
- ② 手続根拠 : 航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第24条
- ③ 手続対象者 : 放射性輸送物の輸送を行おうとする者
- ④ 提出時期 : 放射性輸送物の輸送を行おうとするとき
- ⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省航空局安全部安全政策課 03-5253-8111 (内線50123)
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : ①と同じ

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ② 標準処理期間 : 2~3ヶ月
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)